

高砂市告示第 2 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、高砂市都市創造部土木建設室土木総務課において、この告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

高砂市長 都 倉 達 殊

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

別表に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定め
た道路の区域

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱、ケーブルテレビ柱等の柱類（以下
「電柱等」という。占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた
電柱等の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱等を地上に設
けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保す
ることができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合にお
ける被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の日

令和5年4月1日

(別表)

道路の種類 路線名	占用を制限する区域	備考
市道本町幹線道路	荒井町小松原一丁目15番13 高砂町朝日町一丁目1番2	地先から 地先まで

道路の種類 路線名	占用を制限する区域	備考
市道沖浜・荒井幹線	荒井町扇町512番17 荒井町新浜二丁目2772番	地先から 地先まで

道路の種類 路線名	占用を制限する区域	備考
市道米田79号線	米田町島60番4 米田町島273番1	地先から 地先まで